

令和 7 年度茨城県里親養育包括支援事業（県南・県西地区）業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、里親養育包括支援事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定める。

2 業務委託に係る仕様

別紙「令和 7 年度茨城県里親養育包括支援事業（県南・県西地区）業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託条件等

（1）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（2）提案額

県南・県西地区当たり 52,074 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

4 応募資格

（1）単独法人で応募する場合

- ① 県内に事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること）を有する法人等であること。
- ② 里親養育包括支援事業を適切に行うことができる者であること。
- ③ 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。

（2）複数法人が共同で応募する場合（以下「共同受注」という。）

- 4（1）①～⑦のすべてを満たす法人等であること。

複数の法人の中から、代表法人を決定する。この場合、代表法人は茨城県内に事務所（（１）でいう事務所）を有する法人であって、共同受注における責任割合が最大であることが条件になる。

また、単独で応募した法人が、他地区での単独応募若しくは、共同受注に応募することも差し支えないこととする。

5 応募手続等

（１）提出書類

- ア 応募申請書（様式第１号）
- イ 実施計画書（様式第２号）
- ウ 経費積算書（様式第３号）
- エ 応募資格誓約書（様式第４号）
- オ 事業実績書（様式第５号）
- カ 個人情報の管理体制について（様式第６号）
- キ その他提案事業の参考となる資料（様式第７号）
- ク 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ケ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- コ 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- サ 直近３事業年度の事業報告書、決算書（事業年度が３年に満たない事業者にあっては、現に保有する事業報告書、決算書）

（２）提出期限

令和７年３月１７日（月）午後５時まで

（３）提出先

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3258 ／ FAX：029-301-2189

E-mail：jifukul@pref.ibaraki.lg.jp

（４）提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

※副本 5 部に関して、イ 実施計画書（様式第 2 号）または、それに付随する資料、ウ 経費積算書（様式第 3 号）、オ 事業実績書（様式第 5 号）、カ 個人情報の管理体制について（様式第 6 号）、キ その他提案事業の参考となる資料（様式第 7 号）に記載されている、法人名、施設名は黒塗りとする。

（５）提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(6) 留意事項

- ア 企画提案は、事業実施地区ごとに1事業者につき1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- エ 提出された書類等は返却しない。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

6 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

5（3）の電子メールのアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当あて提出すること。

(3) 提出書類

質問書（様式第8号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXにより回答する。
なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については回答しない。

7 審査

(1) 審査方法

- ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、審査委員による審査を行う。
- イ 企画提案審査会においては、提出書類により審査する。
- ウ 企画提案提出者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和6年3月21日（金）15:30～とする。

(2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査基準項目	着眼点等
1 実施体制	・確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。 ・事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。

	・児童福祉の観点から、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。 ・スキルと経験を持つスタッフがいるか。 ・個人情報の管理体制は整っているか。
2 里親養育包括支援事業に対する認識・課題の把握	・里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することができるか。 ・本県の里親等委託率等の目標を達成するために、事業ごとに明確な数値目標をもち実施することができるか。等
3 企画内容	・提案内容が、事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。 ・児童の最善の利益を考えた里親等委託についての取組を企画することができるか。 ・事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。
4 費用の積算	・費用の積算は合理的な内容になっているか。

8 受託候補者選定後の手続

(1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。

(2) 茨城県は、協議等の後、改めて受託候補者から企画提案された内容に基づく事業計画書及び見積書を提出させ、その内容を精査のうえ、随意契約による契約の手続きを行う。

茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は、次点の提案事業者と交渉を行うこととする。

契約書の作成の際に必要な経費は全て事業者の負担とする。

(3) 共同受注の場合の受託者は、上記(2)に加え、代表法人が明記され、各法人の業務内容が明記された協定書等を提出するものとする。

9 その他留意事項

(1) 事業の成果は茨城県に帰属する。

- (2) 受託者は、個人情報の取り扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後も同様とする。